

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和8年1月26日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

火葬場等検討に係る調査業務委託

#### (2) 業務内容

- ① 東京都（特別区）における火葬の歴史・現状（設置経緯）について
- ② 2075年までの人口及び死亡者数の予測、周辺火葬場の現状（火葬能力）及び将来の動向等  
※現状については、周辺火葬場の火葬炉使用率等も含む
- ③ 世田谷区民の火葬場・葬儀場等の利用状況
- ④ 都内火葬場の現状を踏まえた、都、特別区、世田谷区による火葬場建設の可能性の検討
- ⑤ 火葬場建築に係る課題（関係法令、経費、住民対応等）
- ⑥ 葬儀スタイルの変遷、将来の動向等
- ⑦ 臨海斎場の利用促進策の検討
- ⑧ 近隣火葬場における火葬料の比較、区民負担感に係る調査・分析
- ⑨ 区内葬祭業者の実態把握
- ⑩ その他（令和7年度東京都実施の調査結果も踏まえること）

#### (3) 履行期間

令和8年4月13日から令和8年11月30日まで

#### (4) 参加資格

- ①世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ③世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

⑥令和2年度以降において官公庁(市区町村の一部事務組合、広域連合等も含む)及び民間事業者の火葬場検討・調査業務(基本計画策定、調査結果に基づく文献の作成等)の実績があること。ただし、建設に係る火葬場設計業務委託のみ(調査業務を行わない)の場合は除く。

⑦「火葬場検討に係る調査業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者ないこと。

## 2 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書提出時には、提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。ただし、参加表明者が多数の場合は、参加表明者の実績等を考慮し上位3者程度に提案書の提出を求める。

## 3 事業者を選定するための評価基準

### (1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績、経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等

### (2) 類似する業務の実績

### (3) 業務の実施方針

- ・世田谷区を取りまく火葬場の認識
- ・世田谷区の特性やトレンドを踏まえた調査項目の提案能力
- ・アンケート及びヒアリング調査結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力

### (4) 見積金額の妥当性

### (5) プрезентーション内容

- ・説得力
- ・事業実施にあたっての現実性
- ・コミュニケーション能力

## 4 手続き等

### (1) 担当部課

地域行政部地域行政課 担当 木村、菅沼

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目22番33号

世田谷区役所西棟4階 402番窓口 電話 03-5432-2252

### (2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

#### ①募集要項交付の期間

期間

1月26日(月)～2月9日(月)午後3時まで

## ②場所・方法

- ・上記（1）にて配布、又は世田谷区のホームページにて公開
- ・世田谷区ホームページからのダウンロード方法について  
世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報  
→現在実施中のプロポーザル情報→その他・区政に関すること  
ページID：30512

## （3）参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期限：2月9日（月）午後3時まで

場所：上記（1）記載の担当部課

方法：郵送又は持参

## （4）提案書の提出期間、場所及び方法

期限：3月12日（木）午後3時まで

場所：上記（1）記載の担当部課

方法：電子メール又は郵送、持参

## 5 スケジュール

・手続き開始の公告日	令和8年1月26日（月）
・参加表明書提出期限	2月9日（月）午後3時 (郵送又は持参)
・プロポーザル招請通知	2月12日（木）
・質問提出期限	2月20日（金）午後3時
・質問回答	2月27日（金）
・提案書提出期限	3月12日（木）午後3時 (電子メール、郵送、持参)
・審査委員会（プレゼンテーション）	3月下旬
・審査結果通知	3月27日（金）
・仕様書調整、打合せ	3月下旬～4月上旬
・契約締結	4月13日（月）～

## 6 その他

- （1）提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用については、提出者の負担とする。
- （2）提出された書類の返却は行わない。
- （3）区側での審査において疑義等が生じた場合、資料の追加提出を求めることがある。
- （4）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （5）契約保証金は免除とする。

- (6) 契約書作成の要否については、提案書特定後契約締結時に要とする。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、項目4（1）. 担当部課へ連絡すること。
- (8) 区は、本案件に参加した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査結果等）を公表することができる。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をした場合、または提案書の内容に重大な誤りがあった場合、選定を取り消す場合がある。
- (10) 選定された場合でも、予算措置等その他の事情により、事業を実施できない場合がある。
- (11) 提案を辞退する場合は、プレゼンテーション実施前までに本件担当まで連絡の上、辞退届（様式2）を提出すること。
- (12) 提案書が特定された事業者と最終的な仕様、スケジュール等の確認等所要の調整を行った上で、正式契約を行うものとする。
- (13) 詳細は募集要項による。